

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 の原案について

平成31年2月6日
企画管理部教育総務課
電話 043-223-4142

「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があったものです。

1 条例案

国家公務員について、人事院規則の改正が予定されていることから、本県職員についても同様の措置を講じるため、所要の規定整備を行う。

2 その他

本件は、知事から、議案の公表があるまで、具体的な内容は公表できません。